

●香川県告示第211号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、高松市都市整備局河港課において平成24年4月17日から10年間閲覧に供する。

平成24年4月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 竣功認可年月日

平成24年3月19日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

高松市朝日新町1番3地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、⑩の地点から③の地点までを順次結ぶ線、③の地点から⑥の地点までを順次結ぶ平成20年3月31日付け19港湾第40441-3号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D. L. +2.48メートルにより決定）及び⑥の地点と⑩の地点を結ぶ平成20年の春分の満潮位（D. L. +3.42メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑩の地点	一等三角点屋島山（北緯34度21分20.5442秒、東経134度6分16.7327秒）から282度15分18秒、3,259.62メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から4度14分30秒、269.86メートルの地点
③の地点	⑪の地点から94度03分05秒、9.94メートルの地点
④の地点	③の地点から184度22分10秒、2.99メートルの地点
⑤の地点	④の地点から94度14分59秒、10.15メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から184度15分28秒、266.82メートルの地点

(3) 面積

5,377.23平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成20年3月31日

(2) 免許番号

19港湾第40778-4号